

(公財) 日教弘 教育研究助成事業 愛知支部 特別支援学校教育研究助成事業 募集要項

「特別支援学校教育研究助成事業」は、特別支援学校における教育活動の充実に資するため、特に有益な教育研究に対して助成を行う事業です。令和7年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

特別支援学校を対象に、一人一人に応じた指導の充実を目指す教育研究活動への助成を行うことにより、愛知県の特別支援教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

愛知県内の県立特別支援学校29校、市立特別支援学校9校、国立特別支援学校1校、計39校とします。

- ① 計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に行う研究実践及び教育活動とします。

(4) 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)

(5) スケジュール

令和7年4月30日(水)	申請書の提出締切
令和7年5月中旬	選考
令和7年5月下旬	採否結果の通知
令和7年7月中旬	助成金の給付
令和8年2月13日(金)	成果報告書等の提出締切

(6) 贈呈式及び事業説明会の開催について

教職員に対して、当支部の事業について一層の理解を深めるとともに助成金の有効利用を呼びかけるため、職員会議などの多くの職員が集まる機会を活用して目録の贈呈式及び事業説明会の場を設けるよう配慮してください。

(7) 応募方法

① 申請手続き

ア 当支部ホームページ(<https://www.nikkyoko.or.jp/company/aichi/index.html>)から「電子申請・報告システム」に進み、メニュー画面から「特別支援学校教育研究助

成事業」の「申請」を選んでください。

イ 入力画面で必要事項を入力してください。

ウ 校長の決裁後、「校長決裁欄」にチェックを入れて「申請」ボタンをクリックしてください。なお、「申請書ダウンロード」ボタンをクリックして「申請書」を印刷することができます。校長決裁や文書保存等にご利用ください。

※操作マニュアルは、当支部ホームページのトップページからダウンロードできます。

② 振込口座の報告等について

ア 当支部ホームページの「申請書その他ダウンロード」から「振込口座報告書（様式2）」及び「贈呈式並びに事業説明会の開催について（様式3）」をダウンロードしてください。

イ 必要事項を記入して、申請期間中に当支部へ郵送してください。

③ 申請締切

申請の締切は令和7年4月30日（水）とします。締切後は「電子申請・報告システム」への入力ができなくなります。

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、助成内容、助成金額や贈呈式の様子をホームページ、広報誌等で公表できるものとします。

3 助成金額等

(1) 助成金額

学校において取り組む教育実践研究に対して、1校あたり10万円以内とします。

(2) 助成方法

申請者の指定した銀行口座に振り込みます。

(3) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- ② 汎用性のある機器（パソコン、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：公共料金の支払い）等
- ④ 懇親会等の飲食費
- ⑤ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします。）
- ⑥ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※「汎用性のある機器」については、学校が掲げる教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り、助成対象の品目として認められることがありますので、必要に応じて担当者まで電話等でお問い合わせください

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘愛知支部教育振興事業選考委員会の選考後、愛知支部幹事会の議を経て支部長が助成校を決定します。

- ② 助成の採否を文書で各申請校に通知します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ① 事業の公益性・社会性 | 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。 |
| ② 事業の適正性 | 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。 |
| ③ 事業の必要性 | 課題、ニーズを的確に把握しているか。 |
| ④ 事業の実現性 | 実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。 |

5 助成対象校の義務等

- (1) 助成金は申請内容に従って使用することとします。また、使用する際には必ず領収書を取り、研究活動の終了後に領収書綴り（A4用紙に貼付・コピー可）を「成果報告書」及び「研究のまとめ」と併せて、システムでの添付または郵送にて提出してください。

領収書の宛名は学校名としてください。また、郵送する場合は、「成果報告書」「研究のまとめ」及び領収書綴りを同封してください。

なお、「研究のまとめ（様式5）」（A4判、2～4ページ）は、当支部ホームページの「申請書その他ダウンロード」からダウンロードできます。

- (2) 助成対象校は、「成果報告」を下記の手順に従って行い、令和8年2月13日（金）までに当支部宛に報告してください。なお、提出された報告内容・資料等は、当支部が公表できるものとします。

- ① 当支部ホームページから「電子申請・報告システム」に進み、メニュー画面から＜教育研究助成事業＞「特別支援学校教育研究助成事業」の「報告」を選んでください。
- ② 入力画面で必要事項を入力してください。
- ③ 校（園）長の決裁後、「校長決裁欄」にチェックを入れて「報告」ボタンをクリックしてください。なお、「報告書ダウンロード」ボタンをクリックして「成果報告書」を印刷することができます。校長決裁や文書保存等にご利用ください。

- (3) 学校名、研究主題の一覧を本支部のホームページに掲載し、「研究のまとめ」はCDの配布等により広く県内に紹介できるものとします。

6 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、または研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし以降の申請は受け付けられません。
- (3) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に当支部の助成交付を受けて行った研究の成果であることを次のように必ず記載してください。「本文の作成にあたり、公益財団法人日本教育公務員弘済会愛知支部より令和7年度特別支援学校教育研究助成金の助成を受けました。」

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が当支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については「日教弘愛知支部特別支援学校教育研究助成事業助成」の名称をラベル等で添付してください。

(4) 「贈呈式並びに事業説明会の開催について（様式3）」に基づいて日程を調整し、参事が委嘱状及び目録の贈呈式を行います。なお、贈呈式とともに、当支部の事業について教職員の理解を深めるための事業説明会を併せて実施します。

7 郵送先及び問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

〒460-0004 名古屋市中区新栄町二丁目番地 坂種栄ビル4階

「特別支援学校教育研究助成事業」担当 中野渡 善樹

TEL : 052-951-3453 FAX : 052-961-9550

E-mail : aichi@nikkyoko.or.jp

URL : <https://www.nikkyoko.or.jp/company/aichi/index.html>